

山口県次世代自動車整備資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、次世代自動車を整備しようとする個人又は中小企業者、組合に対し、当該整備に必要な資金の融資を行い、次世代自動車の普及を促進することにより、温室効果ガスの低減を図り、もって地球温暖化対策に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 次世代自動車 燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等をいう。（新車に限る。）
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社又は個人並びにこれらに準ずるもので知事が特に融資の必要があると認めたものをいう。
- (3) 組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された組合及びその他の法律に基づいて設立された組合であって、その構成員の3分の2以上が中小企業者であるものをいう。
- (4) 取扱金融機関 別表1に掲げる金融機関をいう。

(融資を受ける者の資格)

第3条 この要綱により融資を受けることができる者は、別表2の「融資を受ける者の資格」の欄に掲げる要件のすべてを備えた個人又は中小企業者、組合とする。

(融資の対象)

第4条 融資の対象は、次世代自動車の整備に必要な資金の融資を受ける個人が自らの用に供するもの又は中小企業者、組合が当該事業の用に供するものとする。

2 融資は、次世代自動車の整備に要する経費について行うものとし、他の公的補助又は融資を受ける場合は、当該金額を控除した額（10万円未満切り捨て）とする。

ただし、控除後の金額が、別表3に定める融資限度額を超えるときは当該限度額とする。

(融資の条件)

第5条 融資の条件（融資限度額、融資利率、融資方法、融資期間、償還方法、保証）は、別表3の「融資条件」の欄に掲げるとおりとする。

(融資の申込み)

第6条 融資を受けようとする者は、取扱金融機関所定の申込書類のほか、山口県次世代自動車整備資金融資認定申請書（別記第1号様式。以下「認定申請書」

という。)及び認定申請書に記載する書類を添えて取扱金融機関に提出しなければならない。

(融資の認定等)

第7条 取扱金融機関は、前条の規定により認定申請書を受理したときは、融資の適否について審査し、別記第2号様式により知事に回付するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定申請書の回付があったときは、その内容を審査し融資の適否を取扱金融機関及び融資申込者に通知するとともに、融資を適当と認めるときは、預託金の額等について取扱金融機関に通知するものとする。

(原資の預託)

第8条 県は、この要綱による融資を実施するために必要な資金の一部(以下「原資」という。)を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託は、前条第2項の通知に係る融資額又は毎年度末の融資残高につき、当該取扱金融機関に対して行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、原資の預託時期、預託率、預託金の運用等については、県と取扱金融機関とが契約で定める。

(取扱金融機関の協調融資)

第9条 取扱金融機関は、第7条第2項の規定による通知を受けたときは、次世代自動車整備資金として融資するものとする。また、前条第1項の規定により原資の預託を受けたときは、預託金に別に定める協調倍率を乗じた金額以上の額を次世代自動車整備資金として融資するものとする。

2 取扱金融機関は、次の各号に定めるところにより融資を行わなければならない。

(1) 融資条件は、別表3の「融資の条件」の欄に掲げるとおりとする。

(2) 融資を行うに当たっては、次条各号に掲げる事項の遵守をその条件とすること。

(3) 融資を行うに当たっては、歩積両建預金の条件を付してはならない。

(4) 取扱いに当たっては、一般業務との区分を明確にしておくこと。

3 取扱金融機関は、融資の決定を行ったときは、直ちに山口県次世代自動車整備資金融資決定報告書(別記第3号様式)を知事に提出するとともに、融資申込者に対しその旨を通知しなければならない。

4 取扱金融機関は、融資を実行したときは、直ちに山口県次世代自動車整備資金融資台帳(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(融資を受けた者の遵守事項)

第10条 融資を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 融資資金は、融資目的以外の目的に使用しないこと。

(2) 山口県次世代自動車整備計画を変更しようとするときは、あらかじめ山口県次世代自動車整備計画変更承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、知事が特に認めた軽微な変更については、この限りでない。

(3) 次世代自動車を整備したときは、速やかに山口県次世代自動車整備資金整

備届（別記第6号様式）を知事に提出すること。また、車検証の写しを添付すること。

- (4) 融資に係る経理を常に明らかにするとともに、資金の支払いを証明する書類を整理保存しておくこと。

（一時償還）

第11条 知事は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、融資資金の全部又は一部を一時に償還させる必要があると認めるときは、その旨を取扱金融機関に指示するものとし、取扱金融機関は、融資を受けた者に対し、当該指示に係る融資資金を一時に償還させるための措置をとるものとする。

- (1) 融資の申込みの際に提出した書類に不実の記載があつたとき。
(2) 融資資金を融資の目的以外に使用したとき。
(3) 次世代自動車の整備を中止し、若しくは正当な理由がなく、整備が著しく遅延したとき。
(4) 前3号に掲げるもののほか、融資を受けた者に、償還不能その他融資を解約すべきと認められる事由が生じたとき。

2 知事は、前項の規定により指示した取扱金融機関に対し、当該指示に係る融資資金に対応する預託金の返還を命ずることができるものとする。

（報告及び調査）

第12条 知事は、必要があると認めるときは、取扱金融機関又は融資を受けた者に対し、報告を求め、帳簿その他の関係書類、整備した次世代自動車を実地に調査することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表 1（第 2 条第 4 号関係）

取扱金融機関	
個 人	中小企業者又は組合
中国労働金庫 東山口信用金庫 萩山口信用金庫	株式会社 山口銀行 株式会社 もみじ銀行 株式会社 西日本シティ銀行 東山口信用金庫 萩山口信用金庫 西中国信用金庫

別表 2（第 3 条関係）

区 分	個 人	中小企業者又は組合
融 資 を 受 け る 者 の 資 格	(1) 県内居住者であること。 (2) 自己資金のみでは、次世代自動車を整備することが困難であること。 (3) 県税及び個人住民税を滞納していないこと。 (4) 次世代自動車整備されていること。	(1) 県内に工場その他の事業場を有し、原則として当該事業を 6 箇月以上行っていること。 (2) 自己資金のみでは、次世代自動車を整備することが困難であること。 (3) 事業税を滞納していないこと。 (4) 次世代自動車整備されていないこと。ただし、知事が特に必要と認めたときは、この限りでない。

別表 3（第 5 条関係）

区 分		個 人	中小企業者又は組合
融 資 条 件	融資限度額	5 0 0 万円／台	5 0 0 万円／台
	融 資 利 率	年 1 . 6 %	年 1 . 6 %
	融 資 方 法	証書貸付とする。	証書貸付とする。
	融 資 期 間	1 0 年以内	1 0 年以内 (据置期間 1 年以内可)
	償 還 方 法	元利均等月賦償還とする。 ただし、融資金額の 5 0 パーセント以内で半年毎の増額返済も可能とする。	原則として元金均等月賦償還とする。
	保 証	取扱金融機関が定める保証機関の債務保証を受けるものとする。この場合、保証料は各保証機関所定の利率とする。	取扱金融機関が定める保証機関の債務保証を受けるものとする。この場合、保証料は各保証機関所定の利率とする。

山口県次世代自動車整備資金融資認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

住 所
氏 名

山口県次世代自動車整備資金融資要綱により融資の認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

次世代自動車の 種 類 （ 車 種 ）	
融 資 申 込 額	円
当該制度融資以外の 公 的 融 資 申 込 額	円
国 等 か ら の 補 助 金 額	円
償 還 期 間	年
融資申込金融機関	

※添付書類

- （1）仕様書、カタログ
- （2）契約書又は見積書の写し
- （3）県税納税証明書（全ての県税）
- （4）市町税納税証明書（個人住民税のみ）
- （5）取扱金融機関所定の融資申込書の写し

別記第1号様式（中小企業・組合用）（第6条第1項関係）

山口県次世代自動車整備資金融資認定申請書

年 月 日

山口県知事

様

所在地
名 称
代表者

山口県次世代自動車整備資金融資要綱により融資の認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

事業場名			業 種	
所 在 地			資本金又は 出 資 金	
事業開始			従 業 員	常時 人 臨時 人
融 資 申 込 金	所 要 金 額	自 己 資 金	融資申込額	本融資以外からの補助金 及び借入金
	円	円	円	円
償 還 期 間 (元金据置期間を含みます。)		年	元 金 据 置	1 希望なし 2 箇月希望
次 世 代 自 動 車 整 備 計 画	次世代自動車の 種 類 （ 車 種 ）			
	整 備 の 目 的			
	施 設 整 備 の 概 要			
	整備時期（予定）	年 月 日 購入		

※複数台整備の場合は、適宜行を追加してください。

※添付書類

- (1) 仕様書、カタログ
- (2) 契約書又は見積書の写し
- (3) 納税証明書（事業税（事業税の課税がない場合は法人にあっては法人県民税、個人にあっては県市町民税））
- (4) 取扱金融機関所定の融資申込書の写し

年 月 日

山口県知事

様

取扱金融機関

山口県次世代自動車整備資金融資認定申請書の送付について

このことについて、下記の者から融資申込がありましたので、関係書類を送付します。

記

融資申込者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称・代表者)	
審 査 意 見		
貸 付 予 定 額		円
貸 付 予 定 日		年 月 日

※添付書類

山口県次世代自動車整備資金融資認定申請書及び関係添付書類

※書類送付先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県環境生活部環境政策課 地球温暖化対策班

別記第3号様式（第9条第3項関係）

山口県次世代自動車整備資金融資決定報告書

年 月 日

山口県知事 様

取扱金融機関

融資決定したので、下記のとおり報告します。

記

被融資者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名称・代表者)	
融 資 額		円
貸 付 予 定 日		年 月 日

別記第4号様式（第9条第4項関係）

山口県次世代自動車整備資金融資台帳

[illegible]

別記第5号様式（第10条第2号関係）

山口県次世代自動車整備計画変更承認申請書

年 月 日

山口県知事 様

住所（所在地）
氏名（名 称）
（代 表 者）

年 月 日付け融資認定通知に係る整備計画を変更したいので、下記
のとおり申請します。

記

次世代自動車の種類(車種)	
融 資 年 月 日	年 月 日
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

- ※ 変更に係る内容等が把握できる仕様書等を添付すること。
- ※ 「融資年月日」欄には、金融機関から融資を受けた日を記入すること。
- ※ 「変更の内容」欄及び「変更の理由」欄は、詳細に記入すること。

別記第 6 号様式（第10条第 3 号関係）

山口県次世代自動車整備資金整備届

年 月 日

山口県知事 様

住所（所在地）
氏名（名 称）
（代 表 者）

年 月 日付け融資認定通知に係る次世代自動車を整備したので、下記のとおり届け出ます。

記

整 備 年 月 日	年 月 日
整 備 費	円
その他参考事項	

※添付書類

- ・ 車検証の写しを添付のこと。